

当院は厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨を、東海北陸厚生局石川事務所に届け出ている保険医療機関です。

●基本診療料、特掲診療料の施設基準の届出について

当院は以下の施設基準に係る届出を行っています。

①基本診療料の施設基準等

- ・精神療養病棟入院料
重症者加算
精神保健福祉士配置加算

②特掲診療料の施設基準等

- ・精神科作業療法
- ・医療保護入院等診療料
- ・児童思春期精神科専門管理加算
- ・精神科在宅患者支援管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・児童思春期支援指導加算

●入院基本料に係る届出内容の概要について

当院は入院患者の数15に対して看護要員を1以上配置しています。看護要員は5割以上が看護師または准看護師、そのうち2割以上が看護師となっています。

なお、実際の配置については病棟掲示板の「勤務帯ごとの看護配置数」をご覧ください。

●入院時食事療養について

当院は入院時食事療養(Ⅰ)に係る届出を行い、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

●保険外併用療養費について

特別な療養環境の提供については「特別療養環境室のご案内」をご覧ください。

●保険外負担に関する事項について

当院では、各種診断書、紙おむつなどについて、ご利用に応じた実費でのご負担をお願いしております。詳細については「自費一覧表」をご覧ください。

●指定医療等

- ・生活保護法による指定医療機関
- ・精神通院医療を担当する医療機関